

2 平成14年2月1日申請（平成14年（争）第1号）（接続に必要な工作物の利用）

（1）経過

平成14年	
2月 1日	イー・アクセス株式会社（以下「イー・アクセス」という。）から、あっせんの申請。（⇒（2）） 委員会から、東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
4日	あっせん委員（香城委員長、森永委員長代理、東海特別委員、長谷部特別委員及び藤本特別委員）の指名。
6日	NTT東日本から、答弁書の提出。（⇒（3））
14日	両当事者から意見の聴取。 両当事者間で解決のための合意が成立。（⇒（4）） あっせん終了。

（その後の経過）

平成14年

2月26日 委員会から、総務大臣に対して勧告（電委第32号）。

（2）申請における主な主張

ア 申請の内容

NTT東日本の12のビルにおけるイー・アクセスによるコロケーションスペース、電源及びMDFの利用のあっせんを求める。

イ 協議不調の理由

NTT東日本は当該12のビルにおける調査結果として相互接続点の設置を不可としているが、その調査の内容に疑義がある。

（3）答弁書における主な主張

あっせん対象の12のビルのうち8のビルについて、万一の場合には移設することを前提にすること等により、コロケーションスペース、電源及びM

D F利用のための割当てを行う。

8のビルと同様の対応を行ったとしてもなお対応が不可となる残り4のビルについては、他用途のスペースの暫定利用、電源の増設工事の計画、M D Fの連結による端子盤設置場所の確保を検討していく。

(4) 主な合意事項

あっせん対象の12のビルについて、平成14年2月中にイー・アクセスによる自前工事着工ができるよう双方協力を行う。